

北原霊苑会管理規定

第1条（会員の権利・義務）

会員は、規約・規定に定められた権利を有するとともに、これを遵守する義務を負うものとし、墓地の管理、会の運営、業務の執行に協力しなければならない。

第2条（墓地の使用資格）

—北原霊苑は、規約第3条の会員でなければ使用することができない。

第3条（使用権の取得）

北原霊苑の使用権を取得するには、次による。

- 1、会員の死亡その他により、その相続人が1年以内に使用墓地の使用権相続を書面をもって、会に届け出て役員会の議決を経て、使用権を相続取得することができる。
- 2、前項以外に新たに、使用権を取得するには
「北原霊苑使用権付与願い」を会に提出し、役員会の議決を経て別に定める「使用権利金」を会に届け北原区に納入し、規約第3条の会員となり、規約第2条の使用資格を経て、使用権を取得するものとする。
- 3、使用権利金の金額は、当面次を基準に諸事情を勘案して、都度役員会で定める。

墓地面積1平方メートル当たり 100,000円

第4条（使用権の付与）

使用権は、次の順位により役員会で指名付与するものとする。

- 1、会員の相続人
- 2、北原区に住居を有し公募抽選により決した者。

第5条（使用権利書）

規定第3条により使用権を取得したときは、別に定める「北原霊苑使用権利書」を二部作成し、会長、取得者相方が、署名捺印各一通を保管するものとする。

第6条（使用権の移譲）

会員は、規定第3条1項以外は、いかなる場合においても、他のものに使用権を移譲することができない。

第7条（使用権の返還）

会員は、住居の変動、墓地の新設等により、墓地の維持管理が不可能となり、また不要となったとき等により、使用権を返還するときは、書面をもって会に使用権返還の届け出を行い事業年度の終わりに会を脱会するものとする。

第8条（住所変動の届出）

会員は、住居を変動したときは、すみやかに新旧住所を書面をもって、会に届け出なければならない。

第9条（墓地の維持管理）

会員は、使用墓地及びその周辺の整理、清掃、美化に努め、霊苑にふさわしく、維持管理しなければならない。

第10条（管理の委託委任）

住所その他の都合により、会との連絡、管理費の納入、墓地の維持管理に支障の恐れあるときは、委託者を定め会に届け出て、前項について委託委任することができる。

第11条（墓地の変動、墓碑の改装申請）

会員は、墓地の変動、墓碑の改装等の工事を施工するときは、工事施工の1ヶ月前に会に申請届け出を行ない、立ち合い認定を受けた後、施工するものとする。

第12条（無届施工の処置）

会に申請せず無届にて、墓地の変動、墓碑の改装等の工事を施工したときは、申請届け出を勧告し工事を中止させて、役員関係者により立ち合い認定を行うものとする。これにより原形復元等の処置を勧告されても異議なく、すみやかに原形復元の工事を施工しなければならない。その費用等の責任は、無届当事者が一切負担するものとする。

第13条（立ち合い認定）

会は、規程第11条の申請届け出があった場合は、会長は別に定める立ち合い認定者を招集し、区画、面積、境界、通路等について、立ち合い認定するものとする。

第14条（立ち合い認定者）

1、前条による立ち合い認定者は、役員、申請者、申請者の墓地に隣接する墓地使用者及び役員会で必要と認めた関係者とする。

但し、隣接使用者に限り都合により、会員の親族で同一世帯に属している成年者の代理出席及び役員に書面をもって委任することができる。

2、無届で立ち合い認定に出席しないときは、役員会に委任したものとみなし処理する。

第15条（立ち合い認定票）

規程第13条により立ち合い認定を完了したときは、会は別に定める「立ち合い認定票」を二部作成し、認定事項を記入して会長、申請者相方が署名捺印し、各自一通を保管、その証とする。

第16条（立ち合い認定料）

申請した会員は、立ち合い認定票受領のさい立ち合い認定料として、2,000円を会に納入するものとする。

第17条（会議、事業の出席、出務）

会員は、総会、役員会で定められた会議、事業等には出席、出務しなければならない。但し止むを得ず欠席、欠務するときは、事前に届け出るものとし、事情により都度役員会で決めて、無届等悪質の場合は、代償金を納入させることができる。

第 18 条(義務不履行の処理)

会員が義務不履行の場合は、役員会にて審議し、本人に書面にて勧告を行うものとし、再々の勧告を無視したときは、役員会にて喚問以後の処理を決めるものとする。

第 19 条(納入金の取り扱い)

- 1、納入した納入費、立ち合い認定料等一切返戻しないものとする。
- 2、使用権利金は会で受領し、北原区に納入するものとする。

第 20 条(剰余金の運用)

- 1、この会の剰余金は、長野南農業協同組合中津支所を預け入り先として、運用処理する。
- 2、剰余金は、規約第 4 条の事業以外に運用使用することができない。
- 3、規約第 4 条の事業以外に運用するときは、総会の議決を経なければならない。

第 21 条(業務執行の定め)

この規定に定めのない事項については、役員会で決め執行する。

付則

- 1、この規程は平成元年 4 月 23 日から施行する。
- 2、この規程の第 5 条の「使用権利証」は、この規程施行前の使用権取得者には適用せず、昭和 59 年 4 月作成された、共同墓地所有者名簿をその証とする。
- 3、墓域に設置する施設は次の各号に従わなければならない。
 - (1) 碑石の高さは墓域の地盤から今井 1735 番地区は 1.8m、1777 番地区は 1.4m 以内とする。
 - (2) 墓域に設置する施設は境界から 0.05m 以上の距離を保つこと。
(平成 17 年 5 月より施行)
- 4、第 14 条による立ち合い認定者は「役員」とあるを、上・中・下・赤地藏各地区より各 1 名を選出した 4 名と会長、副会長、会計の 7 名とする。
(平成 17 年 5 月より施行)